

税務調査手続規程の改正

Q : 税務調査手続が改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

1. 税務調査手続の明確化

税務調査手続について、次のとおり、現行の運用上の取扱いが法令上明確化されました。

①税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うこととされました。ただし、課税の公平確保の観点から、一定の場合には事前通知を行わないこととされました。

②課税庁の説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続が整備されました。

③納税者から提出された物件の預かりの手続のほか、課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることが法令上明確化されました。

2. 更正の請求期間の延長等

納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間（改正前:原則1年）が5年に延長されました。

併せて、課税庁による増額更正の期間（改正前:原則3年）が5年に延長されました。

3. 処分の理由附記等

全ての処分（申請に対する拒否処分及び不利益処分）について理由附記を実施することとされました。

